

○財務省告示第二百九十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年八月十七日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年九月八日

財務大臣 与謝野 馨

- | | | |
|---|----------------|--|
| 一 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（二年）（第二百八十三回） |
| 二 | 発行の根拠の法律及びその条項 | 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項 |
| 三 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募 |
| 四 | 発行方法 | |

五

方募

別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
参	市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	決	
加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	定	
者	特	国	発	競	I	加	場	入	入	行	争	の	

争入札発行」という。)

市場特別参加者・第II非価格競

るものによる発行(以下「国債

参加者ごとに応募限度額を定め

て、財務大臣が各国債市場特別

した後に「行われる入札であ

び価格競争入札の募入の決定を

価格競争入札発行」という。)

「国債市場特別参加者・第I非

を定めるものによる発行(以下

場特別参加者ごとに応募限度額

であつて、財務大臣が行われる

競争入札と同時に行われる

競争入札発行」という。)

とされるものによる発行(以下「

て得られる価格をその発行価格

価格を募入額により加重平均し

各申込みのうち応募価格の高い

も申込みのそのうち応募価格の

当てる。そのうち応募価格の割

各申込みの応募額を案分により

割り当てて。各

各国債市場特別参加者ごとの

各限額の範囲内において各

申込みの応募額を割り当てて。

六

イ

発

入 価 入 価 ・
札 格 行 札 格 第
発 競 発 競 II
行 争 額 行 争 非

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

行 争 非 者 特 国
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 I 加 場

二 債 の 特 投 凶 財 億 債 の 特 投 凶 財 億 は づ 律 十 で 利 第 入 び 確 う 円 額
 十 に 規 例 融 る 政 三 に 規 例 融 る 政 九 ` き 第 五 一 付 一 れ 財 保 ち 面
 四 つ 定 に 資 た 運 千 つ 定 に 資 た 運 千 額 発 六 万 兆 国 項 の 特 投 凶 財 ` 金
 億 い に 関 特 め 営 九 い に 関 特 め 営 六 面 行 十 二 ` 千 に 規 例 融 る 政 額
 円 ` づ る 会 公 必 万 ` づ る 会 公 必 二 十 五 三 千 四 百 に 規 定 に 基 法 律 第 二 十 六 億 額 行 争 額
 額 き 法 計 債 要 円 額 き 法 計 債 要 十 五 三 千 四 百 に 規 定 に 基 法 律 第 二 十 六 億 額 行 争 額
 面 発 行 第 二 の 行 源 額 面 発 行 第 二 の 行 源 円 四 百 に 規 定 に 基 法 律 第 二 十 六 億 額 行 争 額
 金 行 第 二 の 行 源 額 金 行 第 二 の 行 源 円 四 百 に 規 定 に 基 法 律 第 二 十 六 億 額 行 争 額
 額 し 二 の 行 源 額 四 十 六 億 額 行 争 額 九 十 七 億 額 行 争 額 九 十 七 億 額 行 争 額
 で た 利 付 一 項 の 政 を 四 十 六 億 額 行 争 額 九 十 七 億 額 行 争 額 九 十 七 億 額 行 争 額
 千 八 付 一 項 の 政 を 四 十 六 億 額 行 争 額 九 十 七 億 額 行 争 額 九 十 七 億 額 行 争 額
 百 国 項 の 政 を 四 十 六 億 額 行 争 額 九 十 七 億 額 行 争 額 九 十 七 億 額 行 争 額

十 イ	十 一	九	八	二	八	口	イ	七	二				
発 行 格 競 争	行 行 格 競 争	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場	札 発 行 入	入 札 発 行 争	行 争 非 者 特 国 債 市 場	国 債 市 場				
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 五 銭 五	平 成 二 十 一 年 八 月 十 七 日	す る 。 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	三 百 四 億 千 七 百 六 十 三 万 二 千 円	千 八 百 二 十 五 億 五 百 七 十 九 万 二	十 四 億 四 千 百 六 十 九 万 六 百 二	二 兆 二 千 百 三 十 六 億 八 千 八 百 九	で 三 百 四 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 行 し	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六

十四 初期利子

者又は外国法人である場合に
は、前記(一)の算式により算出
した金額に当該非居住者又は
外国法人が適用を受ける所得
税の税率を乗じた金額を控
除することができる。
平成二十二年二月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年二月十五日及び八月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支

平成二十三年八月十五日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十九 払入者

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十一年八月十七日